

○奈良市ボランティアセンター条例施行規則

平成6年12月9日規則第52号

改正

平成9年2月28日規則第2号

平成14年3月1日規則第33号

平成17年9月30日規則第82号

奈良市ボランティアセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市ボランティアセンター条例（平成6年奈良市条例第40号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(使用の承認の申請)

第3条 条例第3条の規定により使用承認又はその変更承認を受けようとする者は、奈良市ボランティアセンター使用（変更）承認申請書（別記第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。）の4週間前から行うものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第4条 指定管理者は、条例第3条の承認をした場合は、奈良市ボランティアセンター使用（変更）承認書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用の取消しの届出)

第5条 前条の承認を受けた者は、当該承認を受けた施設の使用を取り消そうとする場合は、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日（平成7年2月4日）から施行する。

(奈良市事務分掌規則の一部改正)

- 2 奈良市事務分掌規則（昭和37年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

(奈良市公印規則の一部改正)

- 3 奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成9年2月28日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附 則（平成14年3月1日規則第33号）

この規則は、平成14年4月2日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第82号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

別記

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第4条関係）